

長泉町告示第 113 号

長泉町行財政変革会議設置要綱を次のように定める。

令和 7 年 10 月 1 日

駿東郡長泉町長 池田 修

長泉町行財政変革会議設置要綱

(設置)

第 1 条 時代の変化に対応し、持続可能で安定的な財政運営に向けた変革を図るため、長泉町行財政変革会議（以下「会議」という。）を設置する。

(職務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項について検討協議する。

- (1) 行財政変革の全序的な検討及び推進に関する事項。
- (2) その他行財政変革の推進に関する事項。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 5 人以内をもって組織し、町政及び行財政変革について優れた識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

(会議)

第 6 条 会議は、必要に応じて町長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第 7 条 会議の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるものほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行後、最初に委嘱又は任命される委員の任期は第4条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までとする。
(長泉町行政改革懇談会設置要綱の廃止)
- 3 長泉町行政改革懇談会設置要綱（昭和60年長泉町告示第21号）は、廃止する。